

後期高齢者医療保険料軽減制度の改正について

平成29年度から後期高齢者医療保険料が減額される軽減制度が改正されます。

◆均等割額軽減措置の所得基準の拡大について

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計額が基準額以下の場合には均等割額が軽減されますが、平成29年度からの制度改正により「5割軽減」と「2割軽減」における所得基準が拡大されます。

軽減割合	軽減される所得基準
9割軽減	33万円(基礎控除額)以下で、世帯内の全被保険者それぞれの公的年金収入が80万円以下(その他の各種所得がない)場合
8.5割軽減	33万円(基礎控除額)以下の場合
5割軽減	33万円(基礎控除額) + (27万円×被保険者数)以下の場合 ※改正前：26.5万円
2割軽減	33万円(基礎控除額) + (49万円×被保険者数)以下の場合 ※改正前：48万円

◆所得割額の軽減措置について

所得割額を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額などが58万円以下の方の軽減措置は、平成29年度は「2割軽減」、平成30年度は軽減が受けられなくなります。

平成28年度	平成29年度	平成30年度
5割軽減	2割軽減	軽減なし

※平成29年度までは特例的な軽減措置であり、平成30年度以降が法令上の本則です。

◆被用者保険などの被扶養者であった方の均等割額の軽減制度の改正について

被用者保険などの被扶養者の均等割額は、平成29年度は「7割軽減」、平成30年度は「5割軽減」、平成31年度以降は「資格取得後2年間は5割軽減」となり、3年目以降は軽減されなくなります。

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降
9割軽減	7割軽減	5割軽減	資格取得後2年間は5割軽減 (3年目以降は軽減なし)

※平成30年度までは特例的な軽減措置であり、平成31年度以降が法令上の本則です。

なおこの軽減措置の対象外となっても、所得の低い方で均等割額の「9割」「8.5割」の軽減対象となる方はそちらの軽減措置が適用されます。

■ どうして保険料の軽減制度を見直すの？

保険料軽減制度は、平成20年度の制度発足時における激変緩和措置として国の予算措置により軽減を行ってきましたが、制度発足から約9年が経過していることやこれまでに特例実施のために合計7,200億円もの国費が投入されていることから、制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から見直しが行われることとなりました。

■ 保険料の算出方法は？

保険料は、下記の計算式によって個人ごとに算定します。

<div style="border: 1px solid gray; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #f0f0f0;"> <p>保険料（年額）</p> <p>※最高限度額 57万円</p> <p>※100円未満切り捨て</p> </div>	=	<div style="border: 1px solid gray; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #f0f0f0;"> <p>均等割額</p> <p>41,700円</p> <p>※世帯の所得に応じて軽減措置があります。</p> </div>	+	<div style="border: 1px solid gray; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #f0f0f0;"> <p>所得割額</p> <p>(総所得-33万円) × 8.19%</p> <p>※被保険者の所得に応じて軽減措置があります。</p> </div>
--	---	--	---	---